



別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和8年 6 月 22 日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県前橋市西大室町1302番地2
所 在 地
名 称 医療法人 五紘会
理 事 長 釜谷 邦夫

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 五紘会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県前橋市西大室町 1 3 0 2 番地 2

(3) 設立認可年月日 昭和 4 9 年 2 月 2 2 日

(4) 設立登記年月日 昭和 4 9 年 2 月 2 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	釜谷 邦夫	
理 事	日尾 有宏	
同	長谷川 惇	
同	真鍋 和	
同	茂木 賢一	
監 事	亀井 博	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	東前橋整形外科病院	1 0 1 0 1 1 2 3 3 0	群馬県前橋市西大室町 1 3 0 2 番地 2	一般病床 6 0 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 5月23日 決算承認、理事及び監事の報酬額決定
令和7年 5月14日 夏季賞与資金借入額の決定
令和7年 11月12日 冬季賞与資金借入額の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 五紘会
所在地 群馬県前橋市西大室町1302番地2

※医療法人整理番号	0	0	0	5	0
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,088,373 千円
2. 負 債 額	2,364,799 千円
3. 純 資 産 額	△ 276,426 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	629,644
B 固 定 資 産	1,458,729
C 資 産 合 計 (A + B)	2,088,373
D 負 債 合 計	2,364,799
E 純 資 産 (C - D)	△ 276,426

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 五紘会

※医療法人整理番号 00050

所在地 群馬県前橋市西大室町1302番地2

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	629,644	I 流 動 負 債	88,987
現金及び預金	275,831	支払手形	0
事業未収金	341,277	買掛金	44,312
有価証券	0	短期借入金	18,960
たな卸資産	7,591	未払金	15,779
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	2,944	未払法人税等	234
その他の流動資産	2,001	未払消費税等	1,237
II 固 定 資 産	1,458,729	前受金	0
1 有形固定資産	1,400,890	預り金	8,465
建物	705,412	前受収益	0
構築物	13,568	引当金	0
医療用器械備品	78,881	その他の流動負債	0
その他の器械備品	8,702	II 固 定 負 債	2,275,812
車両及び船舶	148	医療機関債	0
土地	203,576	長期借入金	2,245,777
建物附属設備	390,603	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	引当金	23,000
2 無形固定資産	18,959	その他の固定負債	7,035
借地権	0	負債合計	2,364,799
ソフトウェア	18,959	純資産の部	
その他の無形固定資産	0	科 目	金 額
3 その他の資産	38,880	I 出 資 金	34,000
有価証券	0	II 資 本 剰 余 金	△ 35,395
長期貸付金	0	合併差損	△ 35,395
保有医療機関債	0	積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	0
役職員等長期貸付金	0	III 利 益 剰 余 金	△ 275,031
長期前払費用	1,187	繰越利益剰余金	△ 275,031
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	37,693	純資産合計	△ 276,426
資 産 合 計	2,088,373	負債・純資産合計	2,088,373

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 五紘会

所在地 群馬県前橋市西大室町1302番地2

※医療法人整理番号 0 0 0 5 0

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,152,964
2 事業費用		
(1) 事業費	1,816,884	
(2) 本部費	97,245	1,914,129
本来業務事業利益		238,835
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		238,835
II 事業外収益		
受取利息	365	
その他の事業外収益	11,683	12,048
III 事業外費用		
支払利息	36,464	
その他の事業外費用	268	36,732
経常利益		214,151
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		214,151
法人税・住民税及び事業税	289	
法人税等調整額	0	289
当期純利益		213,862

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 五紘会

理事長 釜谷 邦夫 殿

私は、医療法人五紘会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

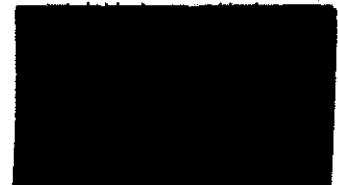
私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月20日



様式5

法人名 医療法人 五輪会
所在地 群馬県前橋市西大宮町1302番地2

※医療法人整理番号				
0	0	0	5	0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)